

【目次】

- P 1 平成 29 年度福利厚生事業の概要
- P 3 平成 29 年度のカフェテリアプランの受付が始まります！！
- P 4 共済組合・互助会 貸付事業のご案内
- P 5 ご存知ですか？基礎年金番号について
- P 6 財形貯蓄の手続きはお済みですか？  
データヘルス計画（人間ドック事業等）について
- P 7 組合員のメタボ指導（特定保健指導）の利用状況について  
平成 29 年度共済組合、教職員互助会の予算が承認されました
- P 8 標準報酬制 ～育休から復帰したとき～

## 平成 29 年度福利厚生事業の概要

事業名	事業内容等	29年度 予算額 (千円)	実施主体
指定年齢ドック	35、40、45、50、55歳の県費負担教職員等を対象に実施 【助成額】30,380円（県負担 等） 【定員】希望者全員承認 【自己負担額】 <b>定員を希望者全員に変更</b> 公立学校共済組合新潟支部が契約する医療機関：8,500円 公立学校共済組合直営病院：利用料金から助成額を差し引いた額	82,026	県 共済組合 互助会
一般ドック	30～38歳偶数年齢、41歳以上の組合員・会員（ただし指定年齢対象者、 脳・肺ドック希望者を除く）を対象に実施 【助成額】25,880円（共済、互助会負担 等） 【定員】希望者全員承認 【自己負担額】 公立学校共済組合新潟支部が契約する医療機関：13,000円 公立学校共済組合直営病院：利用料金から助成額を差し引いた額	248,448	
脳ドック	人間ドック（日帰り）の検査項目＋脳検査 41歳以上奇数年齢の組合員・会員（指定年齢対象者を除く）を対象に実 施 【助成額】25,880円（共済、互助会負担 等） 【定員】希望者全員承認 【自己負担額】検診機関により異なる。 <b>定員を希望者全員に変更</b>	16,822	
肺ドック	人間ドック（日帰り）の検査項目＋胸部CT検査 41歳以上奇数年齢の組合員・会員（指定年齢対象者を除く）を対象に実 施 【助成額】25,880円（共済、互助会負担 等） 【定員】希望者全員承認 【自己負担額】検診機関により異なる。 <b>定員を希望者全員に変更</b>	2,588	
器官別検診	がんの早期発見・早期治療等を目的として検診費用を助成 ◇乳がん検診 ◇子宮がん検診 ◇肺がん検診 ◇大腸がん検診 ◇骨粗しょう症検診 ◇前立腺がん検診 【助成額】全額 【定員】希望者全員承認 <b>定員を希望者全員に変更</b>	16,006	
健康づくり セミナー	ヘルシーな食事メニューの紹介や味覚検査と運動指導や運動体験による 生活習慣改善のためのセミナーを実施 ・4会場 180人 <b>スポーツクラブコース追加</b>	2,070	
女性のための 健康セミナー	更年期障害など、女性の疾患の予防及び改善のため、専門医等による講 演やアンチエイジング法を体験するセミナーを実施 ・3会場 160人	1,350	
男性のための 健康セミナー	男性にも訪れる更年期や健康的な生活習慣について学び、いきいきと生 活するためのセミナーを実施 ・1会場 30人	450	

事業名	事業内容等	29年度 予算額 (千円)	実施主体
メンタルヘルス講座	新採用教員及び新任管理職を対象に、ストレス対処法等の知識の提供、事例を通じた管理職の役割・対応についてのアドバイスを行う講座を実施	405	県 共済組合
メンタルヘルスセミナー	メンタルヘルスに関する基礎知識やセルフケアの重要性についての講義のほか、セルフケア技法を体験するセミナーを実施 ・5会場 200人	1,700	
メンタルヘルス支援事業	市町村立学校へのメンタルヘルス対策を支援するため、管理職を対象に実施 ①メンタルヘルス研修会 ②メンタルヘルス相談	255	
職場の健康づくり支援事業	職場の実態に応じた健康づくりを支援するため、所属が実施する「健康づくり講座」の開催に要する経費のうち、講師の報酬費及び旅費を助成	3,174	
カウンセリング会 技法研修会	生徒や保護者、職場内のコミュニケーションに役立つカウンセリング能力（話法・傾聴法等）を身に付けるための講義のほか、ロールプレイ等の実習を行う研修会を実施 ・2会場 160人	800	
健康づくり サポート事業	健康に関する啓発資料を組合員又は所属に配付 健康ファイルを新採用職員に配付	3,737	
心の健康相談 事業	臨床心理士による相談（面接、電話） ・相談会場：4か所（新潟2カ所、長岡、上越）	2,702	
こころとからだの セルフチェック	パソコンや携帯電話を利用したところとからだのセルフチェック （こころの体温計、簡単！メタボチェック！、睡眠チェック！）	220	
直営施設利用 助成	組合員等が宿泊、会食等で利用したとき利用料の一部を助成 〔共済組合〕 対象施設：じょいあす新潟会館 【宿泊】助成額：1泊2,500円の助成 助成回数：1組合員につき家族利用を含め年24回（泊）まで 【会食】助成額：3,000円以上の利用で1,000円助成 【冠婚葬祭等】助成額：5,000円以上の利用で1,000円助成  「法事等」と「婚礼」を統合し、事業名を「冠婚葬祭等」に変更  〔互助会〕 対象施設：アトリウム長岡、高陽荘（会食等利用のみ） 【宿泊】助成額：1泊2,500円の助成 助成回数：1会員につき家族利用を含め年24回（泊）まで 【会食】助成額：3,000円以上の利用で1,000円助成 【法事等】助成額：5,000円以上の利用で1,000円助成	[共済] 宿泊・会食 18,550 冠婚葬祭等 300  [互助] 宿泊 4,025 会食・法事 18,045	共済組合 互助会
指定宿泊施設利用 助成	対象施設：アートホテル上越・タカダステーションホテル・高田ターミナルホテル・タカダキャッスルホテル 【宿泊】助成額：1泊2,000円の助成 助成回数：1会員につき家族利用を含め年24回（泊）まで ※ ネット予約等は助成券が利用できない場合があります。 詳しくは、各宿泊施設にご確認ください。 〔 ・アートホテル上越 Tel 025-524-0100 ・タカダステーションホテル Tel 025-522-7878 ・高田ターミナルホテル Tel 025-523-5428 ・タカダキャッスルホテル Tel 025-523-2048 〕	1,162	互助会
他支部施設利用 助成	公立学校共済組合の他支部宿泊・保養施設を利用した組合員等に宿泊料の一部(2,000円)を助成（1組合員につき家族利用を含め年24回（泊）まで）	2,400	共済組合
介護講座	介護負担を軽減させるための正しい技術の習得、認知症高齢者への対応を学ぶ講座を実施 ・2会場（ベーシック1回、ステップアップ1回） 組合員及び家族	700	
ライフプラン セミナー	退職後の生活設計等に必要となる心構えや知識を提供するセミナーを実施 ・3会場（退職準備型4回、生活設計型2回） 35歳以上の組合員	1,200	県 共済組合
ライフプラン ガイドブック配付	ライフプランに対する意識啓発とプラン作成の基礎的な知識を習得してもらうため、55歳の組合員にガイドブックを配付	800	共済組合

事業名	事業内容等	29年度 予算額 (千円)	実施主体
カフェテリア プラン	会員の健康増進、余暇活用、自己啓発活動などに要した費用を予め決められた額の範囲内で助成する制度 ・助成額 会員1人当たり年5,000円 〔詳細は下記の記事をご覧ください。〕	90,518	互助会
リフレッシュ 助成	勤続20年、30年の会員に対し、カフェテリアプランの制度によって助成 ・20年… 3万円 ・30年… 4万円 (ライフプランサポート事業の既贈呈者については2万円) 〔詳細は下記の記事をご覧ください。〕	48,384	
スポーツ施設等 利用割引	指定するスポーツ施設等の利用に際し、利用料の一部を割引	-	
パッケージツアー 割引	互助会と協定している旅行社のバック旅行に参加する際に旅行代金の2～5%を割引	-	
バカンスクーポン	共済組合の宿泊施設に宿泊し、その施設のJR最寄駅～出発駅を往復する旅行をする場合、JR運賃を割引(除外期間あり)	-	共済組合
退職予定者説明会	退職予定者を対象に退職準備のための説明会を実施	-	県 互助会 共済組合
年金相談室	年金相談業務のほか、退職者の福利厚生に関する総合的な窓口として相談室を運営	-	共済組合

## 平成29年度のカフェテリアプランの受付が始まります！！

カフェテリアプランの受付が5月1日(月)から始まります。

申請方法については、平成26年4月に配布したカフェテリアプランガイドブック(※)をご覧ください。(新採用職員、異動職員等、新たに互助会に加入した方には4月下旬に送付予定です。)

※ガイドブックは教職員互助会ホームページ、県総務事務システム申請手続画面にも掲載しています。

《助成額》 5,000円※

《助成対象期間(領収書有効日)》

平成29年2月1日(水)から平成30年1月31日(水)までの領収書

《申請期間》

平成29年5月1日(月)から平成30年2月9日(金)まで  
(添付書類も2月9日(金)互助会必着)

《申請方法》

○総務事務システム導入所属の方

電子申請

○総務事務システムを導入していない所属(小・中学校など)の方

ガイドブック「カフェテリアプラン助成申請書」のコピーに記入の上、申請

### ※リフレッシュ助成対象者の方へ

4月下旬に互助会から所属長宛にリフレッシュ助成対象者(勤続20年、30年の方が該当)の推薦を依頼し、推薦を受けてから、リフレッシュ助成決定通知書を所属に送付します(5月下旬の予定)。

リフレッシュ助成対象者の方は決定通知書が届いてから、カフェテリアプランの金額に合算して申請してください。

【担当】 互助厚生係 電話 025-283-7511(直通)

## 共済組合・互助会 貸付事業のご案内

組合員・会員の皆さまのための「貸付制度」をご存じですか？

春は何かと出費が重なる季節です。共済組合・互助会の貸付制度をご活用ください。

～ 共済組合・互助会貸付のここが便利 ～

**担保・保証人  
必要なし！**

**原則、職場で  
手続き終了！**

**繰上償還は  
手数料なし！**

**育休中は  
償還猶予OK！**

～ こんな貸付があります ～

マイカーが欲しい…  
家具家電の購入や旅行費  
用等で一時的に資金が必要…



そんなときは…

### ○共済組合一般貸付

年利率 2.72% 貸付限度額 200 万円

- ・貸付額 90 万円までは添付書類不要。
- ・貸付額 100 万円以上でボーナス併用償還も可能。

### ○互助会生活資金貸付

年利率 2.52% 貸付限度額 200 万円

★マイカー購入には、**互助会自動車資金貸付**をご利用ください。

年利率 2.50% 貸付限度額 300 万円

子どもの入学や就学資金  
が必要…



そんなときは…

### ○共済組合教育貸付

年利率 2.72% 貸付限度額 550 万円

- ・団信保険(※)に加入できます。
- ・教育ローンに限り他の金融機関からの借換えも可能です。

### ○互助会教育資金貸付

年利率 2.26% 貸付限度額 300 万円

- ・貸付額 100 万円までは添付書類が合格通知書や入学許可書のみでOK

このほかにも…**共済組合の住宅貸付、結婚貸付、医療貸付など**

**互助会の住宅資金貸付、育児休業資金貸付など** があります。

※共済組合団信保険のご案内 ～教育貸付・住宅貸付をお申込の方へ～

共済組合教育貸付・住宅貸付をお申込みの際は、万一のときに安心の団信保険に加入できます。団信保険に加入すると、借受人が死亡もしくは高度障害となったとき、保険金によって貸付金残高が返済されます。もしもの時にご家族を守る制度です。

また、病気や怪我で長時間働けなくなった場合、休職期間分の返済金相当額が補償される「債務返済支援保険」にも併せてご加入いただけます。

〔担当〕 共 済 組 合（福祉給付係） 電話 025-283-5102 又は 025-280-5597（直通）  
教職員互助会（互助厚生係） 電話 025-283-7511 又は 025-280-5599（直通）

## ご存知ですか？基礎年金番号について

採用や異動時などに共済組合へ提出する書類には、「基礎年金番号」を記入する場合があります。この「基礎年金番号」の確認方法などをお知らせします。

### ～基礎年金番号とは～

平成9年1月に導入され、日本年金機構（旧社会保険庁）が20歳以上の国民ひとりひとりに付した10桁の番号（前4桁と後6桁の組み合わせ）です。

すべての年金制度で共通して使用し、年金加入記録の管理や、各種年金手続きで必要となる大切な番号です。

### ～基礎年金番号は①～③の書類で確認できます～

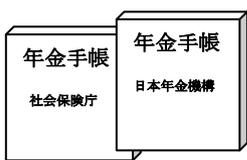
#### ① 基礎年金番号通知書



平成8年12月末時点で年金制度に加入していた方には、「基礎年金番号通知書」が交付されています。

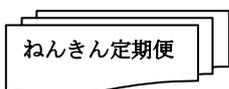
また、平成9年1月以降、最初に加入した年金制度が共済組合の方は「基礎年金番号通知書」が交付されます。

#### ② 年金手帳



平成9年1月以降、最初に加入した年金制度が国民年金・厚生年金の「年金手帳（青色）」が交付されます。

#### ③ ねんきん定期便



毎年、誕生月にご自宅へ「ねんきん定期便」が郵送されます。

※共済組合の加入期間しかない方は、「年金手帳」は交付されず、①の「基礎年金番号通知書」が年金手帳の代わりになります。なお、オレンジ色の「年金手帳」は平成8年12月までに交付されたものです。

### ～「基礎年金番号通知書」または「年金手帳」を紛失したとき～

最寄りの年金事務所で再交付の手続きをしてください。

（共済組合では再発行や番号のお問い合わせは受けられません。）

基礎年金番号お問い合わせ先（各年金事務所 電話番号）

新潟東	025 (283) 1013	新潟西	025 (225) 3008	長岡	0258 (88) 0006
上越	025 (524) 4115	柏崎	0257 (38) 0568	三条	0256 (32) 2820
新発田	0254 (23) 2128	六日町	025 (716) 0802		

※佐渡は新潟西が管轄です。

〔担当〕年金係 電話 025-283-5101 又は 025-283-5103(直通)

## 財形貯蓄の手続きはお済みですか？

財形貯蓄をしている方で、次のような異動をした方は、手続きをしないと財形貯蓄を続けることができませんので、ご注意ください。

大学、職員組合、市町村教育委員会、  
国の行政機関、他県、民間企業、新潟  
市立の高等学校や中等教育学校（後期  
課程）・幼稚園



県の所属  
新潟市以外の市町村立学校

### 【手続きの仕方】

○**県の所属の方**：総務事務システムで入力してプリントアウトし、所属の事務担当者へ提出してください。（総務事務システムトップページ→事象別申請→採用→5 財形貯蓄制度→財産形成貯蓄控除預入新規依頼書）

※財産形成貯蓄控除預入新規依頼書の右上余白に「〇〇より転入」と朱書きしてください。

○**新潟市を除く市町村立学校の方**：所属の事務担当者へ確認してください。

○**新潟市立学校の方**：該当者には新潟市から連絡がありますので、指示に従ってください。

【担当】福祉給付係 電話 025-280-5597(直通)

## データヘルス計画（人間ドック事業等）について

共済組合では、組合員及び被扶養者等の健診情報レセプト情報を基にこれらのデータを分析・解析し、効率的・効果的な保健事業を実施するため、**データヘルス計画を推進しています。**

平成29年度健康管理事業については平成29年2月の福利だよりで概要を紹介していますが、注意していただきたい**前年度からの主な変更点**を改めてお知らせします。

### <人間ドック・器官別検診事業>

- ・ **申込方法** 組合員個人がWebサイトで申し込む方法に変更  
詳細は、平成29年3月3日付けの所属長宛通知を参照
- ・ **申込期間** 4月17日(月)～25日(火)
- ・ **実施期間** 指定年齢・一般・肺ドック 5月29日(月)～11月30日(木)  
脳ドック 5月29日(月)～12月31日(日)  
器官別検診 5月8日(月)～12月31日(日)
- ・ **定員廃止** 脳ドック、肺ドックは希望する対象者全員の受診を承認

### <被扶養者の特定健康診査>

- ・ **受診券発送** 5月31日(水)予定
- ・ **未受診者に対する受診促進通知** 今秋予定

### <特定健康診査受診結果等情報提供冊子の送付>

- ・ **対象者** 4月1日現在で45、50、55、60歳の組合員

今後も、データヘルス計画により保健事業を見直し、組合員及び被扶養者の皆さまの健康づくりのお手伝いをしますので、共済組合の保健事業を積極的にご活用ください。

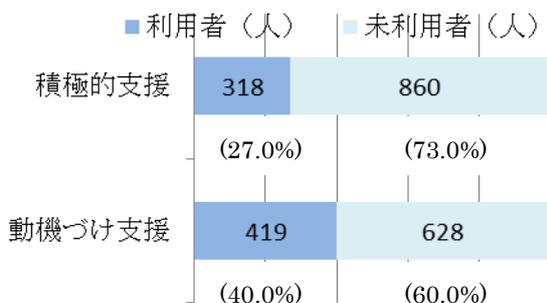
【担当】健康管理係 電話 025-283-5170(直通)

## 組合員のメタボ指導（特定保健指導）の利用状況について

共済組合では特定健康診査（人間ドック、一般定期健康診断等）の結果で対象となった組合員にメタボ指導の利用を勧めています。

また、共済人間ドックの当日にメタボ指導を実施しない機関で受診した結果、メタボ指導対象と判定された組合員には、平成 27 年度から「所属訪問型メタボ指導」をご案内しています。今回は、組合員の利用状況についてお知らせします。

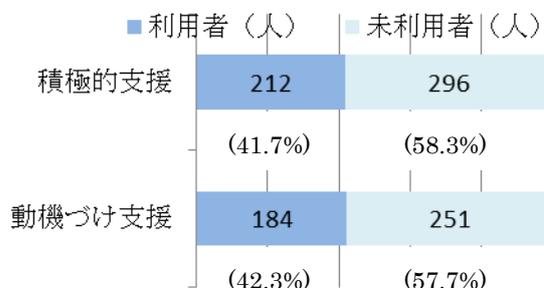
図1 平成 27 年度 メタボ指導利用状況



平成 27 年度の組合員（被扶養者及び任意継続組合員を除く）の利用率は、積極的支援 27.0%、動機づけ支援 40.0%でした（図 1）。

図2 平成 27 年度

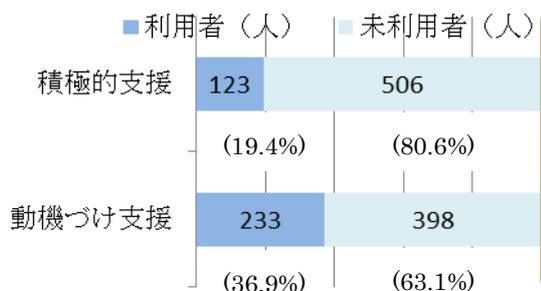
所属訪問型メタボ指導の利用状況



平成 27 年度の所属訪問型メタボ指導の利用率は、積極的支援 41.7%、動機づけ支援 42.3%でした（図 2）。

図3 平成 28 年度 共済人間ドック等

当日のメタボ指導利用状況



共済人間ドックを受け、検診当日にメタボ指導対象となった方の平成 28 年度利用率は、積極的支援 19.4%、動機づけ支援 36.9%でした（図 3）。（平成 28 年度の利用状況は今秋にまとまる予定です。）

◎共済人間ドック等の検診当日にメタボ指導を勧められた際は、是非ご利用下さい！後日、指導機関に出向く必要がありません。平成 29 年度も 40 機関以上で実施します。

〔担当〕健康管理係 電話 025-283-5170(直通)

## 平成 29 年度共済組合、教職員互助会の予算が承認されました

3月22日に開催された共済組合新潟支部運営審議会、教職員互助会理事会で、平成29年度予算が承認されました。予算概要は、各ホームページで掲載しています。

公立学校共済組合新潟支部

新潟県教職員互助会

検索

〔担当〕共済組合（企画係）電話 025-283-5100 又は 025-280-5595（直通）  
教職員互助会（互助厚生係）電話 025-283-7511 又は 025-280-5599（直通）

## 標準報酬制 ～育休から復帰したとき～

平成27年10月1日の被用者年金一元化により「標準報酬制」が導入され、諸手続きが以前と一部変更になっております。

今回は、育児休業から復帰したときの手続きをご紹介します。

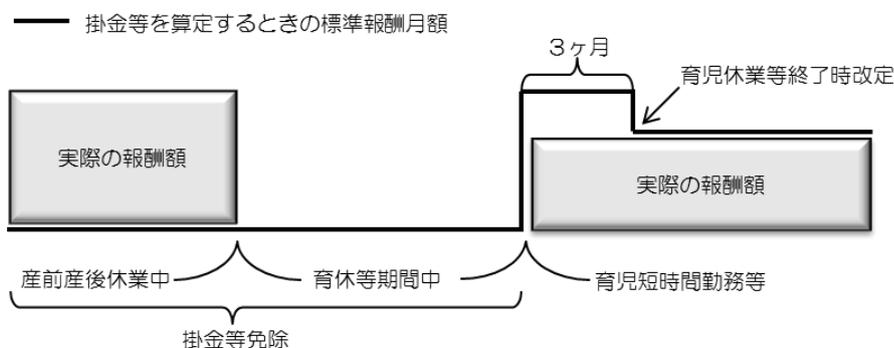
下記手続きは、当該育児休業等を終了した日において、**当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合**に該当となります。

### ① 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員で、組合に申出をした者が対象となります。

ただし、育児休業等の終了日の翌日に産前産後休業を開始している組合員は、育児休業等終了時改定の対象となりません。

育児休業等が終了した日の翌日が属する月以後の3月間に受けた報酬の総額を、その期間の月数で除して得た額を「報酬月額」として、標準報酬を決定し、現在の標準報酬の等級と比べて1等級以上の差があるときに改定します。ただし、算定基礎月のうち、「支払基礎日数」が17日未満である月の報酬は除いて算定します。



#### ◇ 手続き

育児短時間勤務等で報酬の減額が見込まれる方は、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」（共済様式105号）に所属所長の証明を受けて提出してください。

注：復職時調整等で増額した場合も申出書の提出があった場合は改定します。提出にはご注意ください。

### ② 3歳未満養育特例

組合員等の標準報酬の月額が、子を養育することとなった日の前月における標準報酬の月額を下回る場合に、組合に申出をしたときは、当該額を標準報酬の月額とみなして厚生年金保険給付及び退職等年金給付を計算する特例が設けられています。

【当該子を養育することとなった日】…子が出生した日、子と養子縁組を行った日、別居していた子と同居することとなった日のいずれかの日。

【特例開始日】…育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日

#### ◇ 手続き

「3歳未満の子を養育する旨の申出書」（共済様式106号）に次の書類を添えて提出してください。

【添付書類】・住民票（育休復帰後に取得したもの。コピー不可。）

・育児休業等終了日が確認できる辞令の写し

※手続きの詳細は、所属に配付済みの「標準報酬の手引き」をご覧ください。

〔担当〕企画係 電話 025-283-5100(直通)

編集  
発行

新潟県教育庁福利課  
TEL 025(280)5595

公立学校共済組合新潟支部  
025(283)5100

(一財)新潟県教職員互助会  
025(283)7511